

第 2 4 号議案

加東市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

加東市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 加東市手数料条例（平成 1 8 年加東市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前						改 正 後					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
			手数料を徴収する事務	手数料の額					手数料を徴収する事務	手数料の額	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
閲覧手数料		3 3	戸籍法(昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号)第 4 8 条第 2 項に係る閲覧	[略]	[略]	閲覧手数料		3 3	戸籍法(昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号)第 4 8 条第 2 項又は第 1 2 0 条の	[略]	[略]

								6 第 1 項に係る閲覧		
		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
備考 〔略〕						備考 〔略〕				

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第 2 条 加東市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前						改 正 後						
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）						
			手数料を徴収する事務	手数料の額					手数料を徴収する事務	手数料の額		
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
許認可	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	許認可	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
手数料	介護保 険指定 申請	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	手数料	介護保 険指定 申請	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
		5 5	介護保険法第 7	〔略〕	〔略〕			5 5	介護保険法第 7	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		5 6	8 条の 1 2 にお いて読み替えて 準用する同法第 7 0 条の 2 第 4 項において準用 する同法第 7 0 条第 1 項の規定	〔略〕	〔略〕			5 6	0 条の 2 第 4 項 (同法第 7 8 条 の 1 2 において 読み替えて準用 する場合に限 る。)において準 用する同法第 7	〔略〕	〔略〕	〔略〕

			する審査		
備考			〔略〕		

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第3条 加東市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前						改正後					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
			手数料を徴収する事務	手数料の額					手数料を徴収する事務	手数料の額	
証明等	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	証明等	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
交付手数料	住民基本台帳	1 3	住民票及び除かれた住民票の写しの交付	1 件につき	3 0 0 円（加東市の電子計算機と通信回線で接続された端末機で、証明書等を交付する機能を有するもの（以下「端末機」という。）によってなされた申請に基づく住民票の写しの交付にあっては、 <u>2 5 0 円</u> ）	交付手数料	住民基本台帳	1 3	住民票及び除かれた住民票の写しの交付	1 件につき	3 0 0 円（加東市の電子計算機と通信回線で接続された端末機で、証明書等を交付する機能を有するもの（以下「端末機」という。）によってなされた申請に基づく住民票の写しの交付にあっては、 <u>1 5 0 円</u> ）
		1 4	住民票	1 件に	3 0 0 円（端末機によっ			1 4	住民票	1 件に	3 0 0 円（端末機によっ

			記載事項証明	つき	てなされた申請に基づく住民票記載事項証明にあつては、 <u>250円</u>)				記載事項証明	つき	てなされた申請に基づく住民票記載事項証明にあつては、 <u>150円</u>)
		[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]
	印鑑	[略]	[略]	[略]	[略]		印鑑	[略]	[略]	[略]	[略]
		17	印鑑登録証明書交付	1件につき	300円(端末機によってなされた申請に基づく印鑑登録証明書交付にあつては、 <u>250円</u>)			17	印鑑登録証明書交付	1件につき	300円(端末機によってなされた申請に基づく印鑑登録証明書交付にあつては、 <u>150円</u>)
		[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]
	税	[略]	[略]	[略]	[略]		税	[略]	[略]	[略]	[略]
		21	所得課税に関する証明	1枚につき	300円(端末機によってなされた申請に基づく所得課税に関する証明にあつては、 <u>250円</u>)			21	所得課税に関する証明	1枚につき	300円(端末機によってなされた申請に基づく所得課税に関する証明にあつては、 <u>150円</u>)
		[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]						備考 [略]					

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第4条 加東市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改

[略]	住民基本台帳	13	住民票及び除かれた住民票の写しの交付	1件につき	300円(加東市の電子計算機と通信回線で接続された端末機で、証明書等を交付する機能を有するもの(以下「端末機」という。))によってなされた申請に基づく住民票の写しの交付にあつては、150円)	[略]	住民基本台帳	13	住民票及び除かれた住民票の写しの交付	1件につき	300円(端末機によってなされた申請に基づく住民票の写しの交付にあつては、150円)	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]		
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]		[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]		[略]
備考 [略]						備考 [略]							

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和6年4月1日
- (3) 第3条の規定 令和6年6月1日
- (4) 第4条の規定 令和6年11月1日

第24号議案 要旨

加東市手数料条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービス（以下「コンビニ交付サービス」という。）の利便性向上と利用を促進するため、コンビニ交付サービスを用いた場合の各種証明書の手数料を減額し、並びに戸籍謄抄本及び戸籍の附票の手数料を定める。また、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴い、届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となるため、閲覧手数料を徴収する事務を追加する。

あわせて、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）において介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されることに伴い、指定居宅介護支援事業者の介護予防支援の実施に係る指定及び更新の審査の事務について、当該事務が特定の者のためにする事務であることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、手数料を定める。

これらのことから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 戸籍に係る閲覧の手数料について、文言の整理を行うこと。（第1条関係）
- (2) 指定居宅介護支援事業者の介護予防支援の実施に係る指定及び更新の審査の手数料を加えること。（第2条関係）
- (3) 住民票、印鑑及び税に関する証明書の交付について、コンビニ交付サービス利用時の手数料を改めること。（第3条関係）
- (4) 戸籍謄抄本及び戸籍の附票の交付について、コンビニ交付サービス利用時の手数料を定めること。（第4条関係）

3 施行期日

- | | | |
|-----|--------|-----------|
| (1) | 2(1)関係 | 公布の日 |
| (2) | 2(2)関係 | 令和6年4月1日 |
| (3) | 2(3)関係 | 令和6年6月1日 |
| (4) | 2(4)関係 | 令和6年11月1日 |

4 その他

2(2)について、手数料徴収の対象となる事業者数は、市内12事業所（休止中2事業所を除く。）である。